

**国立市立国立第三中学校
P T A会則**

保存版

第1章 名称と事務所

第1条 本会は国立市立国立第三中学校PTA（略称三中PTA）と称し、事務所を同校内に置く。

第2章 目的と活動

第2条 本会は、学校と家庭と社会が一体となって生徒の心身の健全な発達を図ることを目的として、次の行動をする。

1. 学校教育と家庭教育の充実を図る。
2. 学年学級集会を基盤として、会員の教養を高め親睦を図るための活動を行う。
3. 生徒の教育・生活環境を整備充実することに努め、必要があれば行政機関などに働きかけを行う。

第3章 方針

第3条 本会は自主独立の民主的団体であって、他のどのような支配・統制・干渉も受けない。

第4条 政党や宗教に関係せず、また営利行為を行わない。

第5条 学校と本会とはお互いの立場を尊重し、協力して活動する。

第6条 本会は学校教員ならびに職員の人事に干渉しない。

第4章 会員

第7条 本会の会員は、本校に在籍する生徒の保護者と、学校長を除く教員とする。

第8条 学校長は、すべての委員会に必要に応じて出席し、意見を述べることができる。

第5章 会費

第9条 本会の会員は会費を納めるものとし、その金額および納入方法は総会で決する。

第10条 会費の納入時期は運営委員会で定めるものとし、それ以降の転入ならびに転出については、会費の納入または返還をしないものとする。

第6章 会計

第11条 本会の経費は会費、その他の収入（利子）を以ってこれに充てる。

第12条 会計は総会で議決された予算によって行う。

第13条 決算は会計監査を経て総会に報告し、承認を受ける。

第14条 会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第7章 総会

第15条 本会は総会を最高議決機関とする。

第16条 定期総会は年度初めに開催し、以下について審議して、会員の承認を受ける。

1. 前年度の活動報告と決算報告
2. 会則の改正
3. 新年度役員および会計監査、ならびに委員
4. 新年度の活動計画案と予算案
5. その他必要な事項

第17条 総会は委任状を含め、全会員の3分の1以上の出席をもって定足数とする。

第 18 条 出席者の過半数の賛成で議決する。

第 19 条 臨時総会は、代表が必要と認めるとき、または、会員の 10 分の 1 以上の要求があった時に開くことができる。

第 8 章 役員

第 20 条 役員は次の通りとする。

代表	4 名	(うち教職員 1 名)
書記	5 名	(うち教職員 1 名)
会計	3 名	(うち教職員 1 名)

第 21 条 役員の任務は次のとおりとする。

1. 代表 3 名にて本会を代表し、会務を総括する。
2. 書記は活動の通知・記録・報告・書類の保管などを行う。
3. 会計は経理を行う。
4. 役員は緊急事項を処理するが、事後、運営委員会または総会に報告して承認を受ける。

第 22 条 役員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。

第 23 条 役員の選出方法は細則で定める。

第 9 章 運営委員会

第 24 条 運営委員会は本会の会則および総会の委任事項を執行する。

第 25 条 運営委員会は総会に次ぐ議決機関とする。

第 26 条 運営委員会の任務は、次の通りとする。

1. 総会の議案作成
2. 総会からの委任事項の処理
3. 各委員会の計画の調整
4. 会の行事の企画実行
5. 渉外的な仕事の処理
6. その他の緊急事項の処理
7. 委員総会の開催 (必要があれば)
8. 委員会の新設 (必要があれば)

第 10 章 委員会

第 27 条 本会の目的を達成するために、次の委員会を置く。

1. 学年委員会
2. 広報委員会
3. 給食委員会
4. 校外委員会

第 28 条 学年委員会の任務は次の通りとする。

1. 各学級から出された問題を処理する。
2. 学年、学級の集会、行事などを企画、実行する。
3. 運営委員会からの要望事項を討議し、必要に応じて各学級に報告し意見を求める。

第 29 条 広報委員会は会報の発行と広報活動を行う。

第 30 条 給食委員会は会報の発行とよりよい給食のために活動する。

第 31 条 校外委員会は生徒の安全を守る協力者を募る活動を行う。

第11章 構成と選出

第32条 各委員会の構成と委員の選出方法は、細則で定める。

第33条 各委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

第12章 会計監査

第34条 監査委員（2名）は総会において互選とする。

第35条 会計の監査を年2回行う。

第36条 監査委員は他の役員・委員を兼ねることはできない。

第37条 監査委員の任期は1年とする。

第13章 サークル

第38条 P T A会員相互の親睦と教養の向上にかかわることを目的とする。

1. サークル発足の場合、運営委員会承認後、総会の決議をもって発足する。

2. サークルの会員は本会の会員5名以上をもって構成する。

3. 指導者は、本校旧会員、成人の卒業生とし、運営委員会の承認を必要とする。

第39条 活動は、年間を通して行うことを原則とし、総会にて活動報告を行う。

1. 活動は、1年単位とし、継続して活動を希望する場合、年度末に更新の手続きを行う。

2. 運営に必要な要項をつくり、責任をもって活動する。

第14章 改廃

第40条 会則の改廃は総会出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

第41条 細則の制定改廃は、会則に反しない限り運営委員会において定め、総会にて承認を受けたのち施行するものとする。

細 則

- 第1条 学年ごとに中央3名・広報3名・給食3名・校外2名、学級ごとに学年1名の委員を互選する。
- 第2条 第三学年から2名以上代表が選出されたときは、中央委員内で1名となるよう調整する。
- 第3条 書記・会計は中央委員から互選する。
- 第4条 学年委員長と副委員長は学年委員から互選する。
- 第5条 運営委員会は役員と各委員長、A組1名で構成され、委員長が出席できない場合は委任を受けた代理の委員が議決権を持って出席する。
- 第6条 広報委員会は、広報委員で構成され、互選で委員長・副委員長を決める。
- 第7条 給食委員会は、給食委員で構成され、互選で委員長、副委員長を決める。
- 第8条 給食運営審議委員1名を全会員の中から公募するが、委員としない。但し応募がない場合は給食委員から選出し、その場合に限り給食委員会に所属を認める。
- 第9条 校外委員会は、校外委員で構成され、互選で委員長・副委員長を決める。
- 第10条 各委員会に若干名の教員を置くが、その選出は教員の互選とする。
- 第11条 各委員会は公開を原則とし、会員はその会の責任者の許可を得て傍聴することができる。
- 第12条 運営委員会と運営準備会は、原則月1回開催とする。
- 第13条 (弔意規定) 生徒、会員、及び会員の配偶者が死亡した時は弔慰金として10,000円を贈る。

附 則

昭和52年 4月 1日 施行

平成 8年 3月 2日 一部改定
平成11年 5月15日 一部改定
平成13年 5月19日 一部改定
平成14年 5月17日 一部改定
平成15年 5月16日 一部改定
平成16年 2月 3日 一部改定
平成23年 5月12日 一部改定
平成24年12月12日 一部改定
平成26年 5月 9日 一部改定
平成29年 3月 4日 一部改定
令和3年 11月22日 一部改定
令和5年 3月18日 一部改定